

田んぼ、お米、生きもの、農のある地域づくりに
関係するすべての人へ・・・

**みんなの力で
日本の田んぼに
生きもののにぎわいを
取り戻そう！**

水田目標2030

田
ん
ぼ
の
生
物
・
文
化
多
様
性

2030

プ
ロ
ジ
エ
ク
ト



NPO 法人ラムサール・ネットワーク日本

もくじ

参加のお願い	3
関係する諸活動	4
構成	6
水田目標一覧	7
行動一覧	8
参加しよう	12
水田目標 2030	14
行動内容	22
水田決議	46
SDGs	49
ポスト 2020	50

田んぼの生物・文化多様性 2030 プロジェクト

参加のお願い

このプロジェクトは、2013-2020 年に行ってきた、「田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクト」(略称：田んぼ 10 年プロジェクト) の後継プロジェクトです。

2010 年に名古屋で開催された生物多様性条約 COP10 で、2020 年までに生物多様性の回復をめざす 20 の「愛知目標」が採択されました。

「田んぼ 10 年プロジェクト」はこれを田んぼで実践する取り組みで、のべ 300 以上の個人／団体にご参加・活動いただきました。またこの活動は、多様な NGO などを束ね、民間の立場から愛知目標の達成をめざす、「にじゅうまるプロジェクト」にも参加し、その牽引にも貢献してきました。さらに、国連生物多様性の 10 年日本委員会 (UNDB-J) の連携事業にも認定され、愛知目標の達成をめざすモデル事業として注目され、2020 年までに、大きな成果を上げることができました。

その一方、目標を達成できなかったものや、新たな課題も出てきました。そこで後継のプロジェクトとして、「田んぼの生物・文化多様性 2030 プロジェクト」(略称：田んぼ 2030 プロジェクト) を立ちあげることになりました。

田んぼ 2030 プロジェクトでは、田んぼ 10 年プロジェクトを継承し、新たな仲間にもご参加いただき、田んぼの生物・文化の多様性の取り組みの普及をめざします。

これまでの活動を通じ、田んぼの景観と生物相は、地域ごとに実に多様であることが分かりました。またその多様な田んぼを支えてきたのは、地域固有の特性を活かした地域の方々の長年にわたる営みで、その重要性を再認識しました。新プロジェクトでは、それを「田んぼの文化」として位置づけ、プロジェクトの名称にも「文化」を取り入れることにしました。

田んぼの生物多様性と田んぼの文化は、長続きする農業を支える車の両輪で、どちらが欠けても機能を果たせません。最近では田んぼの生物多様性の劣化に歯止めをかけることが必要だという認識は、不十分ながら広がってきました。その一方で、それを支えてきた田んぼの文化の劣化は、未だ急速に進行しており、それに歯止めをかける取り組みは重要不可欠になってきました。

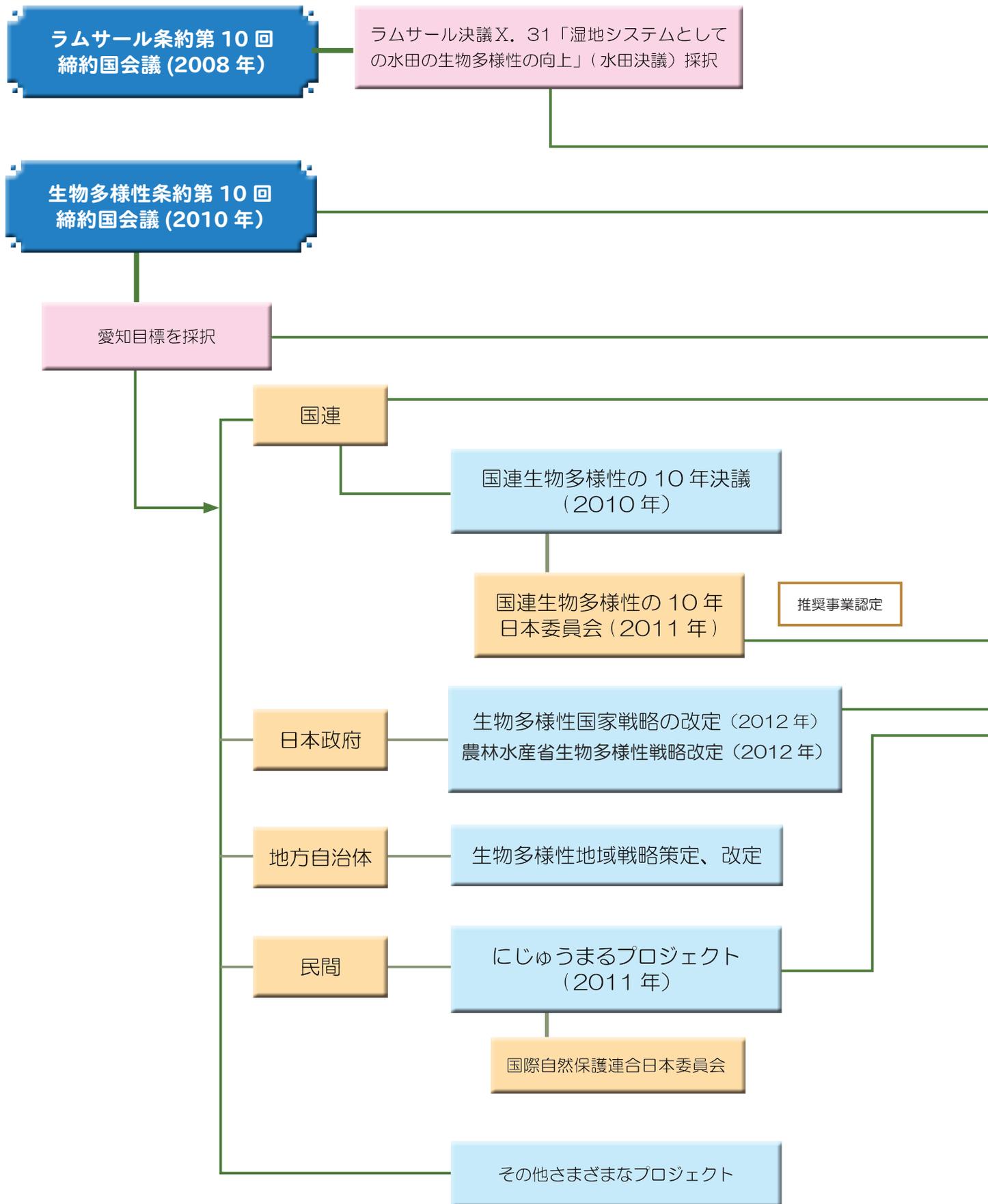
田んぼ 2030 プロジェクトは、田んぼを切り口として、生物多様性条約のポスト 2020 年目標と、よりよい世界をめざす国連の持続可能な開発目標 (SDGs) の考えを田んぼで実践できる目標に置き換えたものです。そして、関連する活動である、持続可能な農業システムを支援する国連食糧農業機関 (FAO) の世界農業遺産 (GIAHS) やユネスコの世界文化遺産、生物の多様性を育む農業国際会議 (ICEBA) への登録・取り組み団体などとの連携も深めながら、愛知目標 (中期ゴール) と、SDGs のゴールの年でもある 2030 年までに、田んぼの生物・文化多様性の主流化の達成をめざします。

そのためには、多くの方のご賛同とご参加が不可欠です。旧プロジェクト(田んぼ 10 年プロジェクト) 参加者の方には引き続きご参加をお願いするとともに、新たな仲間の方にも加わっていただき、より多くの方の力で、人も生きものも元氣な田んぼを取り戻し、それを未来世代に受け渡せる道を作り、広げていきましょう。

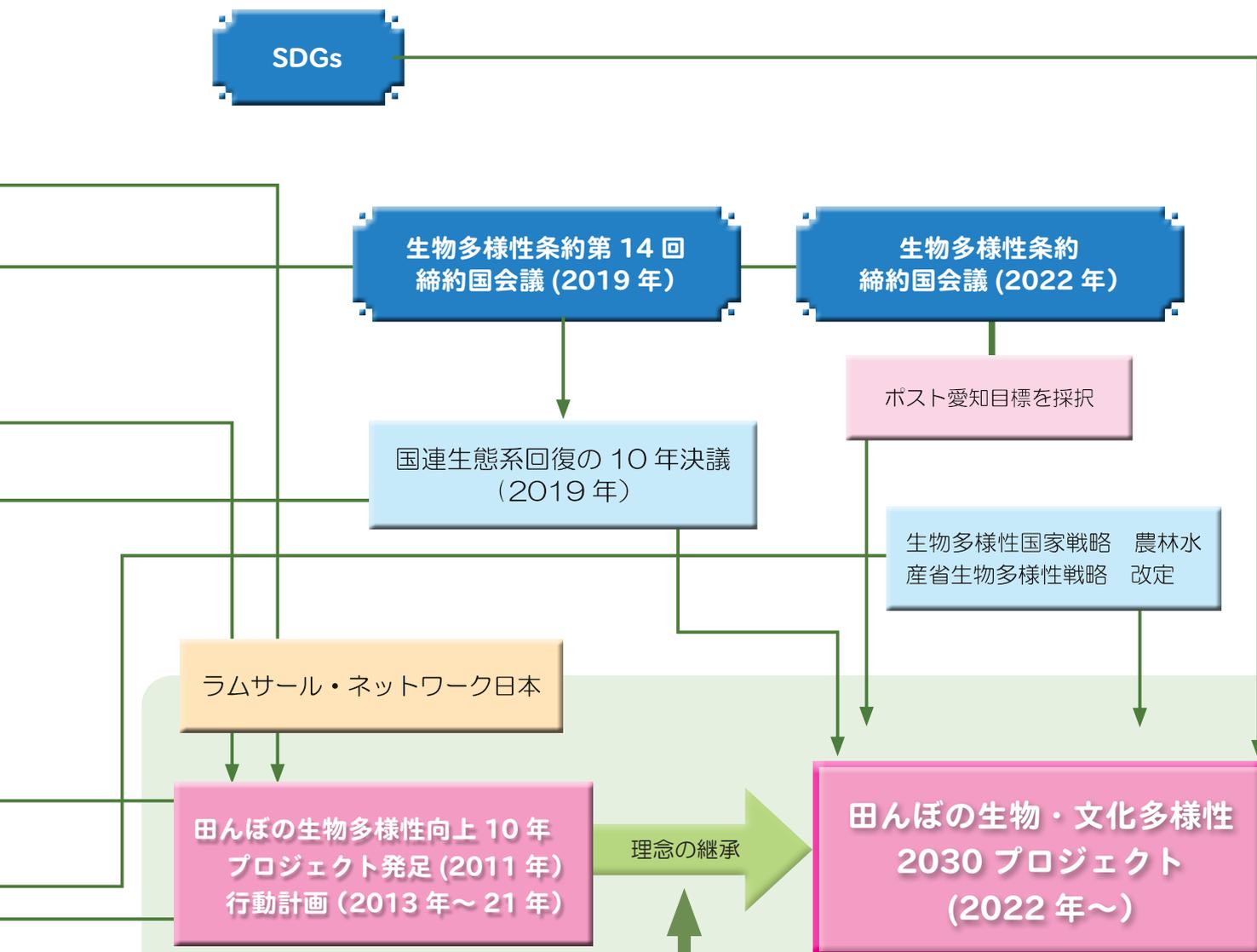
多くの皆様のご参加をお待ちしています。

2021 年 12 月 12 日

田んぼの生物・文化多様性 2030



プロジェクトと関係する諸活動



活動実施
(2013年~2021年)



本書

ラムサール・ネットワーク日本は、愛知目標に準じた水田目標をつくり、民間、地方自治体などとともに、田んぼの生物多様性を向上させる具体的な行動に取り組みました。

ラムサール・ネットワーク日本は、これまでの活動理念の継承と新しい状況を踏まえた水田目標をつくり、田んぼの生物多様性を向上させるプロジェクトに取り組みます。

田んぼ 2030 プロジェクトの構成

田んぼ 2030 プロジェクトは、2050 年を目標年とする長期目標 2050 年ビジョンと、2030 年を最終目標年とする短期目標 2030 年ミッション、さらに 22 の水田目標から成り立っています。

2050 年ビジョン 自然と共生する社会の実現

2010 年に名古屋で開催された第 10 回生物多様性条約締約国会議（CBD COP10）で示された生物多様性保全の国際的な長期目標（ビジョン）です。「自然と共生する社会の実現（Living in Harmony with Nature）」を目指し、2050 年までに、「生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、そのことによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人びとに不可欠な恩恵が与えられる」世界となることが掲げられています。

「自然と共生する社会」という考え方は、日本の里地・里山において、人びとの生活や生産活動が自然の動植物の生活とも調和した生態系を形作り、豊かな生物多様性をも維持してきたことを表わしています。2050 年ビジョンは、ポスト 2020 生物多様性目標にも引き継がれます。

2030 年ミッション 生物多様性を育む農業が主流となるように、すべての主体が緊急な行動を起こす。

長期目標の実現のために行われるミッションとして、愛知目標が 2020 年をゴールとして作られました。しかし、残念ながら愛知目標の達成は実現できず、生物多様性の劣化が進んでしまいました。そこで、2030 年を次のゴールとして、新たな国際目標（ポスト 2020 目標）の検討がおこなわれ、2022 年の春に開催予定の生物多様性条約 COP15 において決定される予定です。ポスト 2020 目標では、全体としては「生物多様性の回復と再生のために、すべての主体が緊急な行動を起こす」ことを掲げ、21 の目標が提案されています。水田目標 2030 は、この提案されている国際目標の実現のために田んぼで行うべきことをまとめたものです。

■ ■ 水田目標 2030 一覧 ■ ■

水田目標	内 容
T. 1	流域の生物多様性の向上
T. 2	田んぼの生態系の回復・再生と、未来への継承
T. 3	田んぼの生物多様性を育む農業システムの管理下への組み込み
T. 4	田んぼの生きもの保全・回復
T. 5	田んぼの生きものの遺伝的多様性の保全・回復
T. 6	人と生きものとの共生
T. 7	田んぼの外来生物への対策
T. 8	稲作による汚染・環境負荷の低減
T. 9	田んぼを通じた気候変動対策
T.10	伝統的農法・水管理の再評価と田んぼの生きもの利用促進
T.11	田んぼによる災害被害の低減と回復
T.12	都市環境保全と田んぼとの連携
T.13	地域・風土に適応した品種の開発・保全
T.14	田んぼの生物多様性保全政策の実施
T.15	田んぼの生物多様性保全を推進する企業活動の発展
T.16	市民の価値観・行動の変革による生物多様性を育む農業の主流化
T.17	バイオテクノロジーによる悪影響への対処
T.18	生物多様性を育む農業に有害な補助金の削減・改善
T.19	生物多様性を育む農業支援の確保
T.20	生物多様性を育む農業への地域の伝統・知識・経験の活用
T.21	市民・NGOなどの政策・施策・事業など意思決定への参加の確保
T.22	国内外の組織・機関や団体との協働の推進

「水田目標 2030」を達成するための行動一覧

水田目標	行動番号	目標達成のための行動
T. 1	T.1-1	流域内の里山管理と水田農業の連携を図る。地域資源の利用などを通して、流域内の雑木林や草地・沿岸域の管理と協働する。
	T.1-2	利水計画と田んぼの水管理において、流域の生物多様性を育む。
T. 2	T.2-1	生物多様性を育む農法を広げる。
	T.2-2	生物多様性を育む農地構造の創出または回復を図る。
	T.2-3	生物多様性を育む農地管理を行う。
	T.2-4	生きもの状態を把握し、生息条件を改善する。
	T.2-5	総合的生物多様性管理（IBM）を推進する。
T. 3	T.3-1	生きものにとって国際的に重要な湿地として持続可能な管理の枠組みに登録する。
	T.3-2	湿地機能維持を主とした管理下の田んぼを増やす。
T. 4	T.4-1	絶滅危惧種の生息条件を整備する。
	T.4-2	野生復帰事業に協力する。
	T.4-3	その地域に生息する生きもの全般を維持する。
T. 5	T.5-1	地域で育まれてきた品種を活用する。
	T.5-2	種子（たね）の交換会などで、地域特有の品種を維持・活用する。
	T.5-3	シードバンクなどの設立・運営を推奨する。
T. 6	T.6-1	生きものの相互活動を利用した防除を行う。
	T.6-2	被害を起こす生きものの侵入を防ぐ環境を整備する。
	T.6-3	被害を起こす生きものの利活用を図る。
	T.6-4	生きもの同士や人と生きものの過剰接触による病原体感染を防ぐ。
T. 7	T.7-1	外来生物の生息状況と影響を調査する。
	T.7-2	外来生物の駆除を行う。
	T.7-3	外来生物の食材などへの利用を促進する。
T. 8	T.8-1	田んぼとその周辺への殺虫剤・除草剤を散布しない。
	T.8-2	プラスチックを含む肥料を使用しない。
	T.8-3	化学肥料を使用しない。
	T.8-4	肥料全般を適正に使用する。
	T.8-5	生態系配慮型の資材を使用する。

水田目標	行動番号	目標達成のための行動
T.9	T.9-1	温室効果ガスの排出を抑えつつ、生物多様性保全とも両立できる農法を検討する。
	T.9-2	農地における炭素蓄積への貢献策を検討する。
	T.9-3	田んぼへの水張りにより、地域の気温の低下を図る。
	T.9-4	高温による田んぼの生きものへの影響を緩和する。
	T.9-5	農法や農業資材における化石燃料への依存を低減する。
	T.9-6	耕作放棄地を利用して、気候変動対策機能を持つ湿地の再生を図る。
T.10	T.10-1	祭りなどで使われる田んぼの動植物を見直す。
	T.10-2	現在、あるいは過去に食材として利用されている動植物を見直す。
	T.10-3	新たな食材を開拓する。
	T.10-4	生活用材としての田んぼの動植物を見直す。
	T.10-5	地域の水資源管理を見直して、水循環を復活させる。
	T.10-6	地域資源の循環などにより、肥料の海外依存率を低下させる。
T.11	T.11-1	田んぼダムを推進する。
	T.11-2	畔を高くする。
	T.11-3	排水・貯水管理を水路で実施する。
	T.11-4	棚田により土砂崩れを防止する。
	T.11-5	田んぼへの水張りにより地下水を涵養する。
	T.11-6	福島原発事故による放射能汚染対策に貢献する。
	T.11-7	東日本大震災後の復興の経験・情報を蓄積し、共有する。
T.12	T.12-1	消費者への稲作・生きもの体験として、農作業や生きもの調査を行う。
	T.12-2	ヒートアイランド現象の緩和を図る。
	T.12-3	公園に田んぼを増やし、その活用を図る。
	T.12-4	都市住民と農家との交流を深めて、都市農地の価値を共有する。
	T.12-5	都市農地を減少させない。
T.13	T.13-1	地域や風土に適した品種を開発し、生産者に安価で安定的に提供する。
	T.13-2	地域の生産者や地方自治体が開発した品種の知的財産権を保障する。

水田目標	行動番号	目標達成のための行動
T.14	T.14-1	「農業の有する多面的機能の発揮に関する法律」を見直し、本制度の目的に合った活動を義務化する。
	T.14-2	政府や行政関係者と田んぼの生物多様性を育む人びととの意見交換・検討会を行う。
	T.14-3	生物多様性保全部門と農業部門との連携体制を整える。
	T.14-4	生物多様性保全にかかわる国家・地域戦略などを検討・改善する。
T.15	T.15-1	サプライチェーンにおいて生物多様性を育む農業に配慮した農産物の生産を推進する。
	T.15-2	企業が生物多様性を育む農法を評価し、その加工品・作物の流通・販売・消費に積極的に取り組む。
	T.15-3	生物多様性を育む農業に配慮した農産物の販売店を育成する。
	T.15-4	生物多様性を育む農産物を取り扱う流通・小売業者を増やす。
	T.15-5	消費者に生物多様性を育む農業に関する広報・啓発に取り組む。
	T.15-6	生物多様性を育む農業への支援（財的・人的・物的）を増大させる。
T.16	T.16-1	地域やターゲットに応じた普及啓発ツールを作成・利用し、すべての関係するセクターがあらゆる機会に、持続可能な農業・生物多様性を育む農法と農産物を広報する。
	T.16-2	社会教育、学校教育などで、生物多様性を育む農業の体験や田んぼの生きものの観察会、生きもの調査を実施する。
	T.16-3	都市住民に農村を訪れて、交流・労力提供を行う場を作る。
T.17	T.17-1	バイオテクノロジーによる環境や農作物・人体への悪影響を、「予防原則」に基づいて防止する。
	T.17-2	農作物と交雑の可能性のある遺伝子操作生物（遺伝子組み換えやゲノム編集など）の、環境中への拡散を予防する。
	T.17-3	新しいバイオテクノロジーによって作られた農作物の種苗・生産物・加工品などが識別できるように表示をする。
T.18	T.18-1	各省庁の補助金制度の生物多様性への成果と悪影響を検証する。
	T.18-2	有害な補助金制度を改善または廃止する。
T.19	T.19-1	行政（政府・自治体）は支援制度を新設・拡充する。
	T.19-2	民間の財団・企業等は支援プログラムを拡充する。

水田目標	行動番号	目標達成のための行動
T.20	T.20-1	生きものに関係する地域行事（祭りなど）を引き継ぎ、創り出す。
	T.20-2	生物素材の建材・民具・玩具を引き継ぎ、創り出す。
	T.20-3	田んぼの生きものを食材とした料理を引き継ぎ、創り出す。
	T.20-4	天敵利用など過去にあった技術を掘り起こし、現代的な農法に活かす。
T.21	T.21-1	国・地方自治体は、市民・NGO などが意思決定の場に参加するためのガイドラインを作成する。
	T.21-2	農家・地域住民・NGO・女性・ユースが政策・施策・事業計画等の場に参加する。
T.22	T.22-1	国際会議に参加し、イベントの共催などを通じて情報の収集と発信を行う。
	T.22-2	国外への情報発信のためのツールを作成する。
	T.22-3	国内への情報提供のための資料の翻訳を行う。
	T.22-4	連携する組織・団体との協働活動を実施する。



みんなで参加しましょう

参加してほしい人たち

農家

農業関係団体

行政関係

教育関係

企業・団体

消費者

市民団体

研究者

田んぼの
生物多様性に
関心をもつ人

行動の手順

1

参加登録をします。登録はメールやFAX、右頁のQRコードからできます。

2

田んぼの生物多様性を向上させるため、行動を起こし、取り組もうとする水田目標を確認します。

3

水田目標を達成するためみなさんの持ち味を生かして取り組める行動番号を選択します。

4

水田目標をもとにして独自の活動も歓迎です。

5

田んぼの生物多様性を向上させる活動を実施します。

6

活動を報告します。

1

参加登録をします

オンライン登録：QRコード
 または、メールやFAXで氏名・連絡先（住所・電話・FAX・メールアドレス）・所属をお知らせください。
 メール：info@ramnet-j.org FAX：03-3834-6566



2

取り組もうとする水田目標を確認します

■■ 水田目標 2030 一覧 ■■

水田目標	内 容
T. 1	流域の生物多様性の向上
T. 2	田んぼの生態系の回復・再生と、未来への継承
T. 3	田んぼの生物多様性を育む農業システムの管理下への組み込み
T. 4	田んぼの生きもの保全・回復
T. 5	田んぼの生きもの保護
T. 6	水田の健全な維持

水田目標一覧 7 ページ

■■ 「水田目標 2030」を達成するための行動 一覧 ■■

水田目標	行動番号	目標達成のための行動
T. 1	T.1-1	流域内の里山管理と水田農業の連携を図る。地域資源の利用などを通して、流域内の雑木林や草地・沿岸域の管理と協働する。
	T.1-2	利水計画と田んぼの水管理において、流域の生物多様性を育む。
T. 2	T.2-1	生物多様性を育む農法を広げる。
	T.2-2	生物多様性を育む農地構造の創出または回復を図る。
	T.2-3	生物多様性を育む農地管理を行う。
	T.2-4	生きもの状態を把握し、保全を図る。
	T.2-5	総合的生物多様性管理を行う。

行動一覧 8～11 ページ

3

取り組む行動を決めます

4

独自の活動も歓迎です

5

活動を実施して、田んぼの生物多様性を向上させます

6

活動報告をします



水田目標 2030



水田目標と、その概要を示します

水田目標 T.1

流域の生物多様性の向上

- ◆田んぼの稲作を通して、水源から河川・浅海域までの流域全体の生物多様性保全に貢献する。
- ◆流域全体の生物多様性保全のなかで、田んぼの持つ役割を認識する。



水田目標 T.2

田んぼの生態系の回復・再生と、未来への継承

- ◆生物多様性が劣化した田んぼの生態系の環境再生に取り組み、生きものの種数と個体数の増加を図る。
- ◆田んぼの良好な生態系を長期的に維持する。



水田目標 T.3

田んぼの生物多様性を育む農業システムの管理下への組み込み

- ◆田んぼを、法的に担保された保護区以外の仕組みによる生物多様性を保全する手法（OECM など）の管理下に置く。



水田目標 T.4

田んぼの生きものの保全・回復

- ◆田んぼにかかわる絶滅危惧種の保全・回復を行う。
- ◆生きもの全般について保全・回復を行う。



水田目標 T.5

田んぼの生きものの遺伝的多様性の保全・回復

- ◆イネや雑穀の品種を維持・保存する活動を行う。



水田目標 T.6

人と生きものとの共生

- ◆野生生物による被害を防止・低減する。
- ◆人獣共通感染症への対策(ワンヘルス)を行う。



水田目標 T.7

田んぼの外来生物への対策

- ◆田んぼの生きものや稲作に悪影響を与える外来生物の数を減らす。
- ◆田んぼの生きものや稲作に悪影響を与える外来生物の新たな侵入を防ぐ。
- ◆外来生物の数を減らすときに単に駆除・廃棄するだけでなく、有効な活用方法を考える。



水田目標 T.8

稲作による汚染・環境負荷の低減

- ◆農薬、肥料、プラスチックの使用と環境への放出を停止・削減する。
- ◆自然素材など環境負荷の少ない素材の使用を促進する。
- ◆プラスチックなどの汚染物質を回収する。



水田目標 T.9

田んぼを通じた気候変動対策

- ◆気候変動の緩和対策（温室効果ガス対策など）は、生物多様性保全への悪影響を防止しつつ実施する。
- ◆気候変動への適応対策は、生物多様性保全への悪影響を防止しつつ実施する。
- ◆温室効果ガス対策と生物多様性を育む農業との両立を目指す。
- ◆気候変動の影響緩和対策を行う。
- ◆気候変動に対応した品種の改良に協力する。
- ◆田んぼや耕作放棄地の生態系機能を、水害リスクや暑熱軽減リスクの軽減など気候変動適応に役立てる。



水田目標 T.10

伝統的農法・水管理の再評価と田んぼの生きもの利用促進

- ◆伝統的な農法・水管理を再評価して、持続的な地域循環的な農業を進める。
- ◆地域で伝統的に利用されてきた田んぼの動植物を引き続き活用し、地域社会の活性化を図る。
- ◆田んぼの新たな動植物利用を促進する。
- ◆地域の伝統的な農法・水管理や食材について情報収集し、その再生・保全を支援する。



水田目標 T.11

田んぼによる災害被害の低減と回復

- ◆生物多様性保全を基盤とした、防災・減災の機能を発揮する田んぼを増やす。
- ◆大地震による津波に備えて、防災や回復の情報を共有する。



水田目標 T.12

都市環境保全と田んぼとの連携

- ◆都市の内部や周辺の田んぼを維持し、都市住民が田んぼの生物多様性を理解する場とするとともに、憩い・癒しの場とする。
- ◆都市周辺の田んぼを維持し、都市気候の緩和を図る。
- ◆消費地である都市と生産地である農村の間で、情報・体験を共有する。



水田目標 T.13

地域・風土に適応した品種の開発・保全

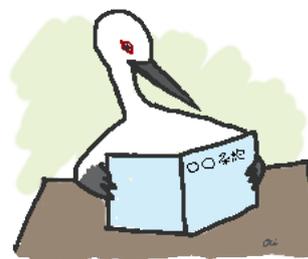
- ◆イネと雑穀の多様な品種による地域の活性化を図る。



水田目標 T.14

田んぼの生物多様性保全政策の実施

- ◆田んぼの生物多様性保全を推進する政策・法律・助成制度などの創設・運用を進め、地域に浸透させる。
- ◆田んぼの生物多様性保全に問題を生じる政策・法律・助成制度などの運用状況をチェックし、改善や停止を求める。



水田目標 T.15

田んぼの生物多様性保全を推進する企業活動の発展

- ◆CSR（企業の社会的責任）として、生きものを育む農産物の生産を支援する。
- ◆企業活動本体で、生きものを育む農産物の生産とその利用を推進する。



水田目標 T.16

市民の価値観・行動の変革による生物多様性を育む農業の主流化

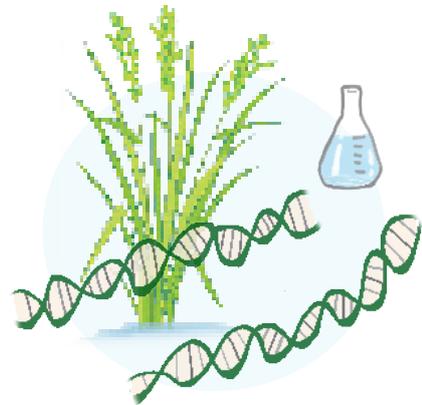
- ◆田んぼの持つ生物多様性保全機能と生きものの姿を社会に浸透させる。
- ◆生きものを育む農産物を選択する消費者を増やす。
- ◆生きものを育む農業を行う農家を増やす。
- ◆生きものを育む農業を手伝う市民を増やす。
- ◆食料の安全保障と小規模農家の生計のために、自給率を高める。



水田目標 T.17

バイオテクノロジーによる悪影響への対処

- ◆新しいバイオテクノロジーによる、生物多様性や農作物、人間の健康に及ぼす潜在的な悪影響を防止・管理・抑制する。
- ◆新しいバイオテクノロジー対策を確立するための能力を強化し、実施する。



水田目標 T.18

生物多様性を育む農業に有害な補助金の削減・改善

- ◆田んぼの生きものに悪影響のある現行の補助金などのあり方を、生物多様性保全の目的に合致したものと改善させる。



水田目標 T.19

生物多様性を育む農業支援の確保

- ◆生物多様性を育む農業を推進するために必要なあらゆる財源を増やして、能力開発と技術の移転、科学面での協力、人材の育成の強化を図る。



水田目標 T. 20

生物多様性を育む農業への地域の伝統・知識・経験の活用

- ◆地域の伝統的な知識・文化や土地管理の手法を活用する。
- ◆地域資源を活かした田んぼの文化を引き継ぎ、また創り出す。



水田目標 T. 21

市民・NGO などの政策・施策・事業など意思決定への参加の確保

- ◆農家・地域住民・NGO・女性・若者などに十分な情報を伝え、意思決定に参加する権利を確保する。
- ◆とくに若者の意見を尊重し、能力構築・協働を推進する。



水田目標 T. 22

国内外の組織・機関や団体との協働の推進

- ◆生物多様性条約やラムサール条約、国際自然保護連合 (IUCN)、国連食糧農業機関 (FAO)、UNESCO (国連教育科学文化機関) などの国際的枠組みの活動に参加して、国際ネットワークを推進する。



水田目標 2030 を 達成するための行動

水田目標を達成するための水田目標ごとの個別行動の内容を示します。

空白の事例欄は、実際の活動事例の記入用です。これから活動を始めたい、あるいはひろげたいと考えている方は、「こんなことをやってみたい、実現できたらいいな」思うことを記入してください。そして、ラムサール・ネットワーク日本の「田んぼの生物・文化多様性プロジェクト」ウェブサイトから投稿し、活動内容や成果を共有しましょう。下記の URL や QR コードからも記入できます。

<https://tambo10.org/archives/1323>

水田目標には、多くの持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）が組み込まれています。SDGs は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にある 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17 の目標（Goals）があります。

このなかで、目標 2（飢餓をゼロに）は持続可能な農業を目指すこと、目標 6（安全な水とトイレを世界中に）は、稲作に欠かせない水を確保し循環させること、目標 15（陸の豊かさを守ろう）は、田んぼとつながる生きものと生態系の保全・回復を求めることから、すべての水田目標に組み込みました。

また、目標 3（すべての人に健康と福祉を）は安全・安心な米、目標 4（質の高い教育をみんなに）は学校・社会教育を通じた地域や世界の生物多様性の理解、目標 5（ジェンダー平等を実現しよう）は男女ともに活動への参加、目標 8（働きがいも経済成長も）は、水田稲作の持続可能な成長と農家や企業の働き手の確保、目標 9（産業と技術革新の基盤をつくろう）は生物多様性農業の推進などの技術革新、目標 11（住み続けられるまちづくりを）は都市域の水田維持・復活による生きもや伝統的な稲作文化へのふれあい、目標 12（つくる責任つかう責任）は環境への負荷の少ない農産物の供給と消費、目標 13（気候変動に具体的な対策を）は水田での防災・減災、温暖化影響の低減、目標 14（海の豊かさを守ろう）は、源流から海までの水系を通じた水田の役割、目標 16（平和と公正をすべての人に）は補助金や制度の改善、目標 17（パートナーシップで目標を達成しよう）は国際条約・会議を通して世界中の田んぼの生きものと文化の保全・継続を進めることから、個別の水田目標に組み込みました。

水田目標 T.1

流域の生物多様性の向上

SDGs :



T.1-1 流域内の里山管理と水田農業の連携を図る。地域資源の利用などを通して、流域内の雑木林や草地・沿岸域の管理と協働する。

事例：

T.1-2 利水計画と田んぼの水管理において、流域の生物多様性を育む。

事例：

水田目標 T.2

田んぼの生態系の回復・再生と、未来への継承

SDGs :



T.2-1 生物多様性を育む農法を広げる。

事例：

T.2-2 生物多様性を育む農地構造の創出または回復を図る。

事例：

T.2-3 生物多様性を育む農地管理を行う。

事例：

T.2-4 生きもの状態を把握し、生息条件を改善する。

事例：

T.2-5 総合的生物多様性管理（IBM）を推進する。

事例：

水田目標 T.3

田んぼの生物多様性を育む農業システムの管理下への組み込み

SDGs :



T.3-1 生きものにとって国際的に重要な湿地として持続可能な管理の枠組みに登録する。

事例：

T.3-2 湿地機能維持を主とした管理下の田んぼを増やす。

事例：

水田目標 T.4

田んぼの生きもの保全・回復

SDGs :



T.4-1 絶滅危惧種の生息条件を整備する。

事例：

T.4-2 野生復帰事業に協力する。

事例：

T.4-3 その地域に生息する生きもの全般を維持する。

事例：

水田目標 T.5 田んぼの生きものの遺伝的多様性の保全・回復

SDGs：



T.5-1 地域で育まれてきた品種を活用する。

事例：

T.5-2. 種子（たね）の交換会などで、地域特有の品種を維持・活用する。

事例：

T.5-3 シードバンクなどの設立・運営を推奨する。

事例：

水田目標 T.6 人と生きものとの共生

SDGs：



T.6-1 生きものの相互活動を利用した防除を行う。

事例：

T.6-2 被害を起こす生きものの侵入を防ぐ環境を整備する。

事例：

T.6-3 被害を起こす生きものの利活用を図る。

事例：

T.6-4 生きもの同士や人と生きものの過剰接触による病原体感染を防ぐ。

事例：

水田目標 T.7 田んぼの外来生物への対策

SDGs：



T.7-1 外来生物の生息状況と影響を調査する。

事例：

T.7-2 外来生物の駆除を行う。

事例：

T.7-3 外来生物の食材などへの利用を促進する。

事例：

水田目標 T.8

稲作による汚染・環境負荷の低減

SDGs :



T.8-1 田んぼとその周辺への殺虫剤・除草剤を散布しない。

事例：

T.8-2 プラスチックを含む肥料を使用しない。

事例：

T.8-3 化学肥料を使用しない。

事例：

T.8-4 肥料全般を適正に使用する。

事例：

T.8-5 生態系配慮型の資材を使用する。

事例：

水田目標 T.9 田んぼを通じた気候変動対策

SDGs：



T.9-1 温室効果ガスの排出を抑えつつ、生物多様性保全とも両立できる農法を検討する。

事例：

T.9-2 農地における炭素蓄積への貢献策を検討する。

事例：

T.9-3 田んぼへの水張りにより、地域の気温の低下を図る。

事例：

T.9-4 高温による田んぼの生きものへの影響を緩和する。

事例：

T.9-5 農法や農業資材における化石燃料への依存を低減する。

事例：

T.9-6 耕作放棄地を利用して、気候変動対策機能を持つ湿地の再生を図る。

事例：

水田目標 T.10 伝統的農法・水管理の再評価と田んぼの生きもの利用促進

SDGs：



T.10-1 祭りなどで使われる田んぼの動植物を見直す。

事例：

T.10-2 現在、あるいは過去に食材として利用されている動植物を見直す。

事例：

T.10-3 新たな食材を開拓する。

事例：

T.10-4 生活用材としての田んぼの動植物を見直す。

事例：

T.10-5 地域の水資源管理を見直して、水循環を復活させる。

事例：

T.10-6 地域資源の循環などにより、肥料の海外依存率を低下させる。

事例：

水田目標 T.11 田んぼによる災害被害の低減と回復

SDGs：



T.11-1 田んぼダムを推進する。

事例：

T.11-2 畔を高くする。

事例：

T.11-3 排水・貯水管理を水路で実施する。

事例：

T.11-4 棚田により土砂崩れを防止する。

事例：

T.11-5 田んぼへの水張りにより地下水を涵養する。

事例：

T.11-6 福島原発事故による放射能汚染対策に貢献する。

事例：

T.11-7 東日本大震災後の復興の経験・情報を蓄積し、共有する。

事例：

水田目標 T.12 都市環境保全と田んぼとの連携

SDGs :



T.12-1 消費者への稲作・生きもの体験として、農作業や生きもの調査を行う。

事例：

T.12-2 ヒートアイランド現象の緩和を図る。

事例：

T.12-3 公園に田んぼを増やし、その活用を図る。

事例：

T.12-4 都市住民と農家との交流を深めて、都市農地の価値を共有する。

事例：

T.12-5 都市農地を減少させない。

事例：

水田目標 T.13 地域・風土に適応した品種の開発・保全

SDGs：



T.13-1 地域や風土に適した品種を開発し、生産者に安価で安定的に提供する。

事例：

T.13-2 地域の生産者や地方自治体が開発した品種の知的財産権を保障する。

事例：

水田目標 T.14 田んぼの生物多様性保全政策の実施

SDGs :



T.14-1 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」を見直し、本制度の目的に合った活動を義務化する。

事例：

T.14-2 政府や行政関係者と田んぼの生物多様性を育む人びととの意見交換・検討会を行う。

事例：

T.14-3 生物多様性保全部門と農業部門との連携体制を整える。

事例：

T.14-4 生物多様性保全にかかわる国家・地域戦略などを検討・改善する。

事例：

水田目標 T.15 田んぼの生物多様性保全を推進する企業活動の発展

SDGs :



T.15-1 サプライチェーンにおいて生物多様性を育む農業に配慮した農産物の生産を推進する。

事例：

T.15-2 企業が生物多様性を育む農法を評価し、その加工品・作物の流通・販売・消費に積極的に取り組む。

事例：

T.15-3 生物多様性を育む農業に配慮した農産物の販売店を育成する。

事例：

T.15-4 生物多様性を育む農産物を取り扱う流通・小売業者を増やす。

事例：

T.15-5 消費者に生物多様性を育む農業に関する広報・啓発に取り組む。

事例：

T.15-6 生物多様性を育む農業への支援（財的・人的・物的）を増大させる。

事例：

水田目標 T.16 市民の価値観・行動の変革による生物多様性を育む農業の主流化

SDGs：



T.16-1 地域やターゲットに応じた普及啓発ツールを作成・利用し、すべての関係するセクターがあらゆる機会に、持続可能な農業・生物多様性を育む農法と農産物を広報する。

事例：

T.16-2 社会教育、学校教育などで、生物多様性を育む農業の体験や田んぼの生きものの観察会、生きもの調査を実施する。

事例：

T.16-3 都市住民に農村を訪れて、交流・労力提供を行う場を作る。

事例：

水田目標 T.17 バイオテクノロジーによる悪影響への対処

SDGs：



T.17-1 バイオテクノロジーによる環境や農作物・人体への悪影響を、「予防原則」に基づいて防止する。

事例：

T.17-2 農作物と交雑の可能性のある遺伝子操作生物（遺伝子組み換えやゲノム編集など）の、環境中への拡散を予防する。

事例：

T.17-3 新しいバイオテクノロジーによって作られた農作物の種苗・生産物・加工品などが識別できるように表示をする。

事例：

水田目標 T.18 生物多様性を育む農業に有害な補助金の削減・改善

SDGs：



T.18-1 各省庁の補助金制度の生物多様性への成果と悪影響を検証する。

事例：

T.18-2 有害な補助金制度を改善または廃止する。

事例：

水田目標 T.19 生物多様性を育む農業支援の確保

SDGs：



T.19-1 行政（政府・自治体）は支援制度を新設・拡充する。

事例：

T.19-2 民間の財団・企業等は支援プログラムを拡充する。

事例：

水田目標 T.20 生物多様性を育む農業への地域の伝統・知識・経験の活用

SDGs :



T.20-1 生きものに関係する地域行事（祭りなど）を引き継ぎ、創り出す。

事例：

T.20-2 生物素材の建材・民具・玩具を引き継ぎ、創り出す。

事例：

T.20-3 田んぼの生きものを食材とした料理を引き継ぎ、創り出す。

事例：

T.20-4 天敵利用など過去にあった技術を掘り起こし、現代的な農法に活かす。

事例：

水田目標 T.21

市民・NGO などの政策・施策・事業など意思決定への参加の確保

SDGs :



T.21-1 国・地方自治体は、市民・NGO などが意思決定の場に参加するためのガイドラインを作成する。

事例：

T.21-2 農家・地域住民・NGO・女性・ユースが政策・施策・事業計画等の場に参加する。

事例：

水田目標 T.22 国内外の組織・機関や団体との協働の推進

SDGs :



T.22-1 国際会議に参加し、イベントの共催などを通じて情報の収集と発信を行う。

事例：

T.22-2 国外への情報発信のためのツールを作成する。

事例：

T.22-3 国内への情報提供のための資料の翻訳を行う。

事例：

T.22-4 連携する組織・団体との協働活動を実施する。

事例：

決議 X.31 湿地システムとしての水田の生物多様性の向上

ラムサール条約第 10 回締約国会議決議 X .31 (2008.11)

前文

1. 米は少なくとも 114 ヶ国で生産され、世界の人口の半数以上の主食として世界のカロリー供給の約 20%を占めていることを認識し、
2. 最近の世界的な食料供給とコストへの懸念及び食料増産の必要性を意識し、【COP10 決議案 23】「湿地と人間の健康」が、人間の健康、食料安全保障、貧困削減及び持続可能な湿地管理の相互依存性を強調し、締約国に対し「湿地保全、水、保健、食料安全保障、貧困削減の各担当部局の協力を強化し新たな連携を模索する」よう要請していることを同じく意識し、
3. 世界のかなりの割合の米作において典型的な農地である水田（灌漑され冠水した、米が栽培されている土地）が、米作を行っている様々な文化圏において何世紀にもわたり広大な開放水面を提供し、米の生産のほか、他の動植物性の食料や薬草を生産し、湿地システムとして機能しその地域の生活及び人間の健康を支えていることを認識し、
4. 世界の多くの場所で水田が、爬虫類、両生類、魚類、甲殻類、昆虫類、軟体動物等、重要な湿地生態系を支え、水鳥のフライウェイ及び水鳥の個体群の保全上重要な役割を果たすことを同じく認識し、
5. 水田に関わる水生生物の多様性が農村の人々の栄養、健康及び幸福に重要な貢献をすることをさらに認識し、
6. いくつかの特定の地域では、灌漑された水田が生物多様性のために周辺の自然 / 半自然の生息地、特に湿地につながっていることが重要であることも認識し、
7. 「水田」はラムサール条約湿地分類法に人工湿地として含まれるため（「3 灌漑地。灌漑用水路、水田を含む」）、適切な場合には、ラムサール条約湿地に指定又は含めることができること、また、少なくとも世界中で 100 か所のラムサール条約湿地が、重要な生態的役割を持ち、国際的に重要な留鳥や渡り性水鳥の繁殖・非繁殖個体群を含めた生物多様性を支える水田を含んでいることを想起し、
8. ラムサール条約湿地のうち、幾つかの湿地は、先来の手法、文化的価値及び生物多様性上の価値にとって重要な土地を活動的に保全するプログラムである、国連食糧農業機関（FAO）の「地球的重要農業遺産システム（GIAHS）プログラム」に含められ、または含められる可能性があることに留意し、そのような条約湿地は、水田のような湿地システムの賢明な利用の例もなることを認識し、

9. 不適切な水管理、自然な水の流れの変化、侵略的外来生物を含む新たな動植物種の導入及び有害な農業化学物質の多用に関連する不適切な農法、並びに水田を他の土地利用に変えること等の要因により、水田の持続可能な湿地システムとしての役割に対して、現に存在する、または起こりうる危機、そして周辺的环境に対して、現に存在する、または起こりうる影響を懸念し、
10. 使用していない時期の水田を湛水することにより、渡り性水鳥等の動物に生息地を提供し、雑草や害虫の管理を行うための取組が行われていることに留意し、
11. 湿地から水田への不適切な転換が地域の生物多様性とそれに関連する生態系サービスに負の影響を及ぼす可能性を懸念し、本決議が、既存の天然の湿地を人工湿地に造成すること、又は土地を不適切に人工湿地に造成することを正当化するものではないことを確認し、
12. 本決議の焦点は、本条約、国際的に合意された開発目標及び他の関連する国際的な義務と一致しかつ調和する形で行われる、湿地システムとしての適当な水田の生態学的及び文化的な役割と価値の維持及び増進に特にあてられたものであることを確認し、
13. 決議Ⅷ.34（2002年）がとりわけ、農法が湿地保全の目的と両立することの重要性及び持続可能な農業が幾つかの重要な湿地生態系を支えていることを強調したことを想起し、決議Ⅷ.34への対応として、科学技術検討委員会（STRP）とGAWI（Guidance on Agriculture-Wetlands Interactions）がFAO、ワーヘニンヘン大学・研究センター、国際水管理研究所（IWMI）、ウェットランドアクション、国際湿地保全連合とのイニシアティブにより、湿地と農業の相互作用に関する指針のための枠組準備を含む作業が行われていることを意識し、
14. 水田稲作に関する情報や成果物は、農業生物多様性指標を含む経済協力開発機構（OECD）の農業と生物多様性に関する作業と出版物を通じ入手可能であること、湿地、水、米作に関する情報は「農業における水管理の包括的アセスメント（CA）」から入手可能であること、国際水管理研究所（IWMI）がSTRPのために用意しているラムサール湿地タイプごとの分布と代表されている度合いに関する分析には、特に人工湿地として水田が含まれていることに留意し、

全文

締約国会議は、

15. 締約国に対して、湿地保全の目的を助長し、地下水かん養、気候緩和、洪水・侵食防止、地すべり防止及び生態系保全等の生態系サービスを提供するような、持続可能な水田農法を特定するため、水田の動植物相、及び米作を行う地域社会において発展し、水田の生態学的価値を保ってきた文化に関する更なる調査を促進させることを奨励する。

16. 締約国に対し、ラムサール条約湿地への登録や、FAOの「地球的重要農業遺産システム（GIAHS）プログラム」のような機構を通じ、このようなサイトに対する認識及び／又は保護を提供することを検討するよう呼びかけ、更に、締約国に対し、持続可能な米作農法と水管理の向上を支援するため、これらの農法とサイトの情報を、政府間、農業者、保全機関に広め、情報交換をすることを呼びかける。

17. 締約国に対し、

- i. 湿地システムとしての水田を、湿地の賢明な利用の文脈に照らして管理することに対する課題と機会を特定し、持続可能な農法の促進のみならず、水田、天然湿地及び河川流域の結合性についての概念にも留意し、さらに、湿地保全部局が農業部局、米作や疾病予防を管轄する省庁とも連携し、自然の生物多様性、生態系サービス及び水田の持続可能性を高め、農家及び他の集落構成員の栄養状態、健康及び福利の改善、並びに水鳥個体群の保全にも貢献するような、計画、農法及び水管理を特定し、積極的に推進することを奨励すること
- ii. 食料生産の必要性及び地域社会の利益を意識しつつ、上記の計画、農法及び水管理が、河川流域のプロセスと水田が上下流に及ぼす可能性のある影響が考慮されることを確かにするため COP10 決議で採択される湿地と河川流域管理の指針を適切に参照し、適用可能な箇所において実施されることを確保すること
- iii. 天然湿地又は他の生息地を人工湿地に不適切な形で転換することにより、水田に関連した計画、農法及び水管理が現在ある自然の生物多様性やエコシステムの損失につながらないよう確保すること
- iv. 上記の措置に調和しつつ、水により伝染する疾病、疾病の媒介生物（高病原性鳥インフルエンザを含む）、及び水田における過剰な不適切な農業用化学物質の使用に関連した人の健康へのリスクを最小化する、適切かつ環境保全的で持続的な方法を模索することを奨励する。

18. 科学技術検討委員会（STRP）に対し、他の関心を有する機関とともに、

- i. 水田が様々な方法で管理されていること及び GAWI パートナーシップの作業を考慮に入れつつ、水田が湿地生態系の保全及び湿地生態系サービスの提供に果たす役割についてテクニカルレポートを準備すること
- ii. 湿地の生物多様性と生態系サービスを保全又は向上させ、同時に必要不可欠な食料生産の需要を満たすような、水田の計画、管理方法及び持続可能な稲作に関する訓練に関する入手可能な指針と情報を、特に FAO、国際水管理研究所（IWMI）、国際稲研究所（IRRI）、アフリカ稲センター（WARDA）、GAWI パートナーシップその他と連携して、点検し、広め及び交換することを奨励する。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



SDGs (持続可能な開発目標)

- 目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4. すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する
- 目標 9. 強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11. 包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる *
- 目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

ポスト 2020 生物多様性目標と概要

2010年の生物多様性条約10回締約国会議で採択された「愛知目標」の期限は、2020年まででした。ポスト2020として、次の時代の新しい国際目標がまとめられます。以下に、2022年2月段階（1.0ドラフト）の情報に基づいた概要を掲載します。

水田目標2030プロジェクトに参加されるみなさんには、生物多様性条約第15回締約国会議で採択される予定の新しい国際目標（グローバル生物多様性枠組み：GBF）に注目し、生物多様性の回復と向上を図る活動を推進してほしいと願っています。

目 標	概 要
目標1： 原生地域の維持	世界のすべての陸地と海域が、生物多様性を包括した統合的な空間計画の下に置かれ、既存の手つかずの原生地域を維持する。
目標2： 生態系の復元	劣化した淡水、海洋、陸域の生態系の少なくとも20%を復元し、それらの連結性を確保し、優先的な生態系に焦点を当てる。
目標3： 保護地域等	生物多様性とその人間への貢献が特に重要な、世界の陸地及び海洋の30%が、保護地域のシステムと、その他の効果的な地域をベースとする保全手段（OECM）により保全される。
目標4： 種の回復と保全	種の回復と保全、および野生種と家畜種等の遺伝的多様性を確保し、人間と野生生物の衝突を回避または軽減する。
目標5： 野生種の取引等	野生種の収穫、取引、利用が持続可能かつ合法的で、人間の健康にとって安全となるようにする。
目標6： 侵略的外来種	侵略的外来種の導入・定着の割合を少なくとも50%削減し、優先される種と場所等に焦点を当て、その影響を排除または削減する。
目標7： 肥料・農薬等による 汚染	環境中に流出する栄養素の少なくとも半分、農薬の少なくとも3分の2を削減するなど、すべての発生源からの汚染を削減する。
目標8： 気候変動	気候変動が生物多様性に与える影響を最小化し、生態系に基づくアプローチにより緩和と適応に貢献し、世界の緩和の試みに少なくとも年間10GtCO ₂ eを貢献する。
目標9： 人々の利益の確保	野生種の持続可能な管理と、先住民や地域コミュニティによる慣習的な持続可能な利用の保護を通じて、人々の栄養、食料安全保障、医薬品、生計などの利益を確保する。

目 標	概 要
目標 10： 生産システムの生産性と強靱性	農業、養殖業、林業のすべての地域が、特に生物多様性の保全と持続可能な利用を通じて、持続的に管理され、これらの生産システムの生産性と強靱性が向上するようにする。
目標 11： 自然の貢献	大気の水質、水の質と量の調整、災害や異常気象から全ての人を守るための自然の貢献を維持・強化する。
目標 12： 緑と青の空間	都市部や人口密集地における人間の健康と幸福のために、緑と青の空間の面積、アクセス、利益を増やす。
目標 13： 遺伝資源の地用から生じる利益	遺伝資源へのアクセスを促進する措置を世界で講じ、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保するための措置を、世界レベルおよびすべての国で実施する。
目標 14： すべてのセクターにおける価値	すべてのセクターにおいて、すべての活動と資源の流れが生物多様性の価値に沿ったものになるようにする。
目標 15： ビジネスにおける生物多様性関連リスク	すべてのビジネスが、生物多様性関連への影響と依存度を評価・報告し、負の影響を漸進的に少なくとも半分まで減らし、採取・生産方法・調達・サプライチェーン・使用・廃棄の完全な持続可能性に向けて前進する。
目標 16： 食品等の廃棄	食品やその他の材料の廃棄や、関連する場合には過剰消費を少なくとも半減させる。
目標 17： バイオテクノロジーによる悪影響	バイオテクノロジーが生物多様性や人間の健康に及ぼす潜在的な悪影響を防止し、そのリスクを低減するための対策を、すべての国で確立し、そのための能力を強化する。
目標 18： 生物多様性に有害な補助金	生物多様性に有害な奨励措置の目的の変更、改革又は撤廃を行い、最も有害な補助金を含めて年間 5,000 億ドルを削減し、奨励措置が生物多様性に有益または中立であることを保証する。
目標 19： 財源の増加	あらゆる資金源からの財源を年間少なくとも 2,000 億米ドル以上に増やし、途上国への国際的な資金の流れを年間少なくとも 100 億米ドル増加する。
目標 20： 先住民と地域コミュニティの関連知識	先住民と地域コミュニティの伝統的な知識等を含む関連知識が、生物多様性の効果的な管理のための意思決定の指針となることを保証する。
目標 21： 生物多様性に関する意思決定	生物多様性に関する意思決定において、先住民や地域コミュニティの公平で効果的な参加を確保し、彼らの土地・領土・資源に関する権利を尊重するとともに、女性や少女、若者も参加する。

田んぼの生物・文化多様性 2030 プロジェクト 水田目標 2030

発行日 2022年2月

編集・発行 NPO 法人ラムサール・ネットワーク日本

〒110-0016 東京都台東区台東 1-12-11 青木ビル 3F

TEL/FAX 03-3834-6566 Eメール info@ramnet-j.org

デザイン・DTP・写真・イラスト NPO 法人オリザネット

※この制作物は、地球環境基金の助成を受けて実施しています。

※「田んぼの生物・文化多様性 2030 プロジェクト」は以下の企業などからのサポートを頂いています。

JA 全農・コープデリ事業連合・MS & AD インシュアランスグループ



MS&AD Insurance Group

